

## 実質化された人・農地プラン

作成年月日

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市	旭町木田 (木田1・木田2上・木田2下・木田3・ 木田4・木田5・木田6・木田7・木田 8・山ノ内)	令和4年3月30日	令和3年3月23日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	64.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	64.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	15.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30.0ha
<b>■世帯数:124戸(うち農家世帯:84戸)</b> <b>■高齢化率:53.2%</b> <b>■中心的経営体</b> ○認定農業者(取組作目:水稲・エゴマ、取組面積:20.9ha) ○大型農業者(取組作目:水稲、取組面積:4.3ha)	

- 注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

(1)担い手について ・個人や新たに事業承継で設立された法人により主要な農地は管理がされているが、今後高齢による離農により認定農業者への利用権設定が増える見込みである。
(2)機械更新について ・機械は個人所有が多く更新時期を迎えているものもあるが、高齢化により積極的な投資を行えない状況がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1)中心的経営体への集約する考え方 ・高齢者の離農を契機に認定農業者や農業法人への集約が進むと想定されるが、利用権設定に付随する草刈りや水管理が制約となり集約が頭打ちになるため、契約内容の整理が必要となる。
(2)地域の役割 ・上記の利用権設定に付随する作業や防除等について、地域での共同作業等による効率化を検討する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	4.2 ha	水稻	5.4 ha	
認農	B	水稻	0.9 ha	水稻	1.0 ha	
認農	C	水稻	1.5 ha	水稻	1.6 ha	
認就	D	水稻	10.0 ha	水稻	13.0 ha	
		果樹	0.5 ha	果樹	0.5 ha	
	E	水稻	4.3 ha	水稻	4.7 ha	
認就	F	エゴマ	3.8 ha	エゴマ	3.8 ha	
計	6人		25.2 ha		30.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■草刈り対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人で管理しているが、今後集落や地域単位での管理を検討する必要がある。</li> </ul>
<p>■水路管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水の確保が困難であり、集落や地域単位での管理を検討する必要がある。</li> </ul>
<p>■鳥獣害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害が広域にわたるため、広域防護柵など集落ぐるみでの対策を行う。</li> </ul>
<p>■中山間直接支払制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木田地区広域協定を地区全体に拡げるとともに、加算金等を活用して共同作業を行い効率化を進める。</li> </ul>
<p>■多面的機能維持支払制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木田地区環境保全組合により、水路等の補修を進め、管理作業の効率化を図る。</li> </ul>

